

## 別添資料 1

### 防衛関係企業の声



## 企業側の声

- ・ 防衛生産・技術基盤に係る政府の取組や現状について、平成 23 年度に防衛省からアンケートを行った結果、企業側から多数の意見が寄せられた。
- ・ 代表的な意見は以下のとおりであるが、その多くは防衛省の調達や契約に関係するものであった。

### 1. 調達関係

- 防衛装備品の長期的な製造や新規研究開発がないと設備投資、人材確保、技術伝承、技術力の維持・向上ができない。特に、長期的な見通しのない中で調達数量が右肩下がりとなっている現状では、企業努力のみで防衛生産・技術基盤を維持していくことは困難。
- 防衛装備品の使用期間が長期におよぶ場合、それに併せて企業側も維持・修理用の設備や技術者の維持や部品の枯渇対策<sup>1</sup>を行わないといけないため、可能な限り最終調達年度、調達数量、使用期間を明示してほしい。
- 企業経営においては遊休資産をどれだけなくすかが重要な課題。調達、納入、修理時期に山谷（又は過度の集中）が生じないように調達（納期）の平準化を実施してほしい。
- 大綱、中期防では通信事業や維持整備が後方分野に一括りにされており、将来規模も方向性も不透明であるため、企業として設備投資、人的投資が困難<sup>2</sup>。

### 2. 契約関係

- 競争原理を働かせるべき点とそうでない点を精査の上、現在の「原則一般競争入札」というやり方を改善するべきではないか。例えば、  
①数年連続「結果随意契約」となったもの等 1 社しか製造していない

---

<sup>1</sup> 防衛装備品の使用が長期に及んだ場合、その維持修理に必要な専用設備や技術（者）もあわせて維持していく必要があるが、それに対し①年 1 回あるかもしれない修理のために当該設備を作業場の一角に設置し可動できる状態にしておく負担、②既に民生部門では使用されなくなってしまった型の設備を動かせる技術者を確保する負担などの意見が寄せられている。

<sup>2</sup> 特に整備事業の場合は、業務量の増減が即労働力の要不要に直結するため、事業継続の観点からも雇用対策の観点からも何かしらの方針を示してほしいという声が出ている。

ことが合理的に説明できるもの。

②継続性が必要な事業。

③同一仕様書を用いて複数回にわたり契約を行うもので、かつ、部隊運用上同じ製品でないと支障がでるおそれがある場合。

○現在のインセンティブ契約<sup>3</sup>や超過利益返納条項付契約<sup>4</sup>は、企業努力の成果を防衛省が得るといふ本来の意味とは逆の契約となっている。企業側のコスト削減努力を引き出すためにも、「国は損をしない、企業は利益を得る」といふ本来の意味でのインセンティブ契約の導入や、確定契約の推進を図るべき。企業経営においては、株主説明や企業における部門間の資源配分の観点から、事業ごとの利益率が非常に重要であるところ、本来の意味でのインセンティブ契約の導入は、市場が国内に限定され、防衛関係費が減少していく中で、企業努力によって利益率を上げられる数少ない手段の一つである点は重要。

○時間が経過しても習熟度が変わるはずもない自動化ラインや数値的制御加工設備等にも逡減率（ラーニング・カーブ）が適用されるなど、原価計算方式の中にも不合理な計算や考え方が含まれているのではないか。

○安定した企業経営の観点から長期契約は重要。5年以上の複数年度契約が実現<sup>5</sup>されれば、企業も安定操業及び購買品単価の抑制（例えば部品のまとめ買い）等のメリットを享受することになるため、防衛装備品の価格抑制に繋がるのではないか。

○防衛省の調達に係る各種手続の効率化が進めば、企業負担も減るのではないか。

### 3. 技術研究開発関係

○防衛省の運用ニーズを企業と共有できる仕組みがあれば、企業としても効果的・効率的に自主研究に取り組むことが可能となる。

○要素技術研究等への金銭的支援、ベンダー企業に対する開発費支援、企業の自主開発における官有施設、設備等の貸与などの研究開発支援

---

<sup>3</sup> 現在の防衛省のインセンティブ契約は、企業の努力によりコストの低減が生じた場合に、企業のコスト低減への動機付け（インセンティブ）を高めるとともに、調達価格の提言を実現するため、コスト低減額の最大50%までを企業のインセンティブ料として付与することができること等を内容とする契約制度。

<sup>4</sup> 超過利益返納条項付契約とは、契約金額を当初に確定する確定契約の一種であり、契約相手方に超過利益が生じた場合に当該超過利益を国に返納させることとしている契約。

<sup>5</sup> 国の契約の場合、財政法上の制約より5カ年の国庫債務負担行為が最長となる。

を受けられないか。

- 開発技術の維持や技術者育成のためには適切な間隔で研究開発を繰り返すことが必要。概ね10年周期で開発を行わなければ、開発経験を有する技術者を維持することが困難となり、先進技術開発能力、既存技術力、特殊技能などが弱体化してしまう。大きな研究開発事業の立ち上げが困難であれば、現有防衛装備品の改良・改善等の処置だけでも必要。
- 技術研究本部以外では防衛産業しか研究開発を行っていない火砲や弾火薬といった分野は、このまま技術基盤が弱体化していけば研究開発の対応が困難となるため、研究開発の裾野を広げる方策が必要ではないか。

#### 4. 規制法関係

- 武器輸出三原則等や外為法など輸出管理関係の規制があるが、防衛装備品が高性能化する中、高度な技術の取得、開発コストの高騰化への対処のためには、適切に管理された国際共同開発・生産に参加することが必要。これが実現できれば、製造数量の確保、生産体制の維持、技術者の維持・育成に資するのではないか。また、国際共同開発・生産を行う場合は技術流出対策を行うことも重要。
- 武器等製造法、航空機等製造法、火薬類取締法、銃刀法等にかかる規制は、研究開発や平時・有事の企業活動を考慮した場合、法目的に反しない範囲で改善の余地があるのではないか。

#### 5. 産業政策関係

- 防衛産業に対し、防衛産業の育成方針を明示し防衛産業育成政策を実施してほしい。
- 調達数量などの減少により撤退企業が増える中、代替企業の探索が困難となっているため、サプライチェーン対応について防衛省としても何か対策はとれないか。
- 防衛生産・技術基盤戦略を策定する際は、大企業のみならず中小企業(少なくとも主要な部品等の供給企業)の意見を踏まえたものであるべき。
- 防衛産業が国の安全保障に寄与していることを、防衛省から世間にアピールしてほしい。

以上